

学校感染症と出席停止期間の目安 (期間内でも医師の許可があれば登校可)

分類	病名	出席停止の期間
第1種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。) 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第3種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師の許可があるまで